

事務だより 保護者版

大岡中学校

高校の学費について

、高校へはいるとどのくらいお金がかかるのでしょうか

授業料・教科書代がない義務教育と比べると高校進学はお金がかかるといわれています。実際どのくらい負担することになるのでしょうか？ 北信地区の高校を抽出してまとめてみました。

(各校のホームページ及び3年生に公費で配布した長野市教育会編集「進路選択の手引き」より作成)

目的	県立全日制 普通科A校	県立全日制 職業科B校	同 定時制	公立全日制 普通科C校	私立全日制 普通科D校	国立高等専門 学校(5カ年)
入学料	5,650	5,650	1,160	5,650	120,000	84,600
生徒会入会金	3,000			1,100	400	
同窓会入会金				1,000	5,000	
PTA 入会金				1,000	600	(前期授業料
施設設備費					80,000	114,000含む)
入学時納入金	24,140	90,750	35,000	67,000	201,000	328,600
授業料年額	111,600	111,600	30,000	111,600	234,000	228,000 (半期毎納入)
制服	有 約 60,000	無	無	標準服 31,000	有/女 65,100	無
運動着・靴等	約 22,000	29,900 (実習服含む)	約 40,000 (実習服含む)	18,600	11,700	
PTA 会費	7,500	7,900	4,800~5,600	5,000	21,600	60,000
生徒会費	3,800	5,300	6,000	3,500	7,200	(1 年次は入学時 納入金に含む)
旅行積立年額	100,000	100,000	50,000	12,000	84,000	60,000
その他		製図器・参考 書 年額 30,000~ 50,000	給食費年額 47,000 教科書は就 業者無償	教材費等 年額 60,000	副教材等 年額 25,000 教科書 6,300	寄宿舎有 寄宿料月 700 給食費月 33,000 運営費月 5,000

・高専の入学時納入金には前期授業料・学生会費・同窓会費・後援会費・教科書教材費等含まれます。

・A~D校はこの他に教科書代(15,000円程度)、クラブ振興費(5,000~6,500円程度)なども必要となります。

これら高校に直接支払うお金のほかに、副教材、通学定期代、部活動の費用、昼食(弁当)代などが必要になります。詳しい内容等は、各高校のホームページでも情報が公開されています。進学したい学校の内容を調べてみましょう。

、学費の負担を少なくするために

このように、高校進学には学費負担等がとても大きくなりますが、高校教育を受ける意欲のある人が、経済的な理由で進路の変更をしたり、勉強をあきらめたりしなくてもいいように、いろいろな制度があります。

学費負担を補助する制度には、大きく分けて「授業料免除」と「奨学金制度」の二とおりの方法があ

ります。「授業料免除」とは、家庭の収入状況により、授業料の全額（または一部の納入を免除するもの）返済する必要はありません。「奨学金制度」とは、在学している間一定の金額を低金利または無利子で借りる制度です。原則として卒業後分割償還しますが、償還が免除されるものもあります。それぞれについて簡単に説明します。

1、授業料免除

県立高校（授業料の支払いが困難な人に対する減免措置） 国立高専にも同様の制度があります。

* 条件：次のような要件に該当する人

- 1、保護者が生活保護を受けている
- 2、保護者の市町村民税が非課税
- 3、保護者が死亡、または障害や病気になり生活が苦しい
- 4、災害や生業不振、その他の理由で生活が苦しい
- 5、母子家庭等で生活が苦しい
- 6、学校長が特に認めた場合

* 手続きのしかた

入学した高校の事務室に申し出て、「授業料免除申請書」の用紙をもらい、必要書類を添えて、高校の事務室に提出します。申請はいつでもできます。

私立高校（私立高校の学資負担に対する軽減助成）

	対象となる人	軽減助成の内容														
全額軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が生活保護を受けている ・ " 市町村民税が非課税 ・母・父子家庭で生活が苦しい （住民税が均等割のみ課税されている） ・その他「特別な事情」により生活が苦しい 	授業料の全額を軽減します さらに新1年生については入学金のうち23,400円が軽減されます。														
一部減額	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得金額が低い人 ・「特別な事情」により今年の所得金額が低くなる人 <p>* 所得金額の目安（世帯全体の合計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得万円</td> <td>168.5</td> <td>289.1</td> <td>336.1</td> <td>398.2</td> <td>420.0</td> <td>440.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>所得とは、収入額から必要経費を控除した後の額です</p> <p>*「特別な事情」とは、保護者の死亡、病気、被災、会社の倒産、リストラなどをさします。</p>	世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	所得万円	168.5	289.1	336.1	398.2	420.0	440.4	授業料のうち、年額64,200円を軽減します。 さらに新1年生については入学金のうち23,400円が軽減されます。
世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人										
所得万円	168.5	289.1	336.1	398.2	420.0	440.4										

* 手続きのしかた

この制度についてのお知らせが、6月頃高校から配られます。高校事務室で「授業料等軽減申請書」の用紙をもらい、必要な書類（所得・課税・扶養証明書など）を添えて、学校で定めた期限までに提出します。

2、奨学金制度

名称	貸与の条件	与月額	手続きのしかた	返済方法等
長野県奨学金	学資の支払いが困難 成績優秀	公立18,000 私立30,000	入学後、申込書/推薦書/所得証明を添えて高校へ申し込み（随時）	無利子・卒業後1年据置きで貸与期間の3倍の期間で償還
遠距離通学費（長野県）	通学費が月8,000円以上・経済的理由で修学困難	通学費月額の7割(限度26,000円)	上記と同じ	上記と同じ

定時制修学援助金(長野県)	就職している定時制・通信制学生 学資の支払いが困難	14,000 円	上記と同じ	卒業したら償還免除 退学した場合は6月据置後、償還(無利子)
独立行政法人日本学生支援機構 (旧日本育英会)	成績優秀(中学3年の成績平均値3.5以上) 学資の支払いが困難	公立18,000 私立30,000 自宅外通学の場合5,000増 高専21,500	予約採用 中学在学中に予約。 在学採用 進学してから高校へ申し込み。入学時に説明されます。 緊急採用 進学後家計急変等で学費の支払いが困難になった時随時申し込み	無利子・貸与期間終了後割賦の方法に応じた期間内に償還 ・05年度より高校における奨学金業務が県に移管されます。
長野市奨学資金	市内に1年以上在学 学資の支払い困難 学業・性行優秀健康	公立18,000 私立30,000 高専21,000 以内	入学後、長野市教委学校教育課で手続き。募集は年2回(4/25,9/25)です。 224-5063	無利子・卒業後1年据置、貸与期間の3倍の期間中に償還
長野市母子福祉貸付金 (修学資金)	母子家庭	公立18,000 私立30,000	入学後、長野市児童福祉課で手続き。 224-5031	無利子・貸与終了後、半年据置、10年以内に償還
長野市母子家庭高校通学費援助金	母の所得が一定額未満で片道2km以上交通機関利用で通学している者	定期代の半額	入学後、高校を通して長野市児童福祉課へ申し込み	支給なので償還必要なし

所管：長野県高校教育課(026-235-7428)、長野市学校教育課(026-224-5081)、長野市児童福祉課(026-224-5031)。これらの他にもいろいろな制度があります。自治体の広報なども参考にしてください。

3、長野県退職教職員互助組合奨学生の募集

財団法人長野県退職教職員互助組合では、公益事業の一環として奨学生を募集しています。貸与資格は・学習意欲が盛んで健康な生徒・経済的理由で修学困難と思われる生徒・日本育英会、その他の団体から学資金の貸与を受ける予定のない生徒・現在中学3年在学者で進学を希望している生徒です。貸与額は月額1万円無利子。償還は卒業月の1年後から、貸与を受けた期間の倍以内の期間です。締め切りは2月18日です。詳しいお問い合わせは大岡中学校(担当：荒井)もしくは、(担当：総務課 さん)まで。

、おわりに

不況やリストラなどの影響で、内閣府の調査でも借金のある人は調査全体の42.8%、生活が苦しいとの回答は42.5%に上がっています。無償のはずの義務教育でも「教育費」の負担が増えて、生活が大変になっています。義務教育では就学援助という制度があり、学用品費や給食費が国と自治体から一定補助される制度があります。全国的には10人に一人が受給しています。長野市でも昨年度は児童生徒の9.54%(約3,000人)が申請適用されています。

今三年生は、放課後学習を含め夢の実現に向けてがんばっていますが、高校に入学すると、中学校とは違ってとても多くの学校納入金がかかることとなります。憲法や教育基本法の精神によって、主権者に成り行く子どもたちの修学保障のために上記で説明したようにいくつかの制度があります。個人情報には固く守られますので、気兼ねなく高校事務室や各所管におたずねの上、制度をご利用ください。

なお、大岡村では、長野市への編入合併に伴い昨年度まで支給されていた(1)奨学助成金・学生一人5万円(高等学校に入学し就学している者に3月に支給)と、(2)高校通学費等補助金・学生一人1万円(大岡村より高校に通学及び下宿する者であり保護者が費用負担をおこなっている者)は、廃止されてしまいました。県や長野市の奨学金の利用が有効かと思われますので検討してみてください。

このプリントの内容についてのお問い合わせは、大岡中学校まで(担当：荒井) 266-2300